

令和7年4月



低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金 交付申請の手引き

○【問い合わせ先】

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
低濃度 PCB 助成金コールセンター
TEL : 098-995-7100

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
10時～12時、13時～17時まで

○【申請書類の提出先】

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
URL : <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設の変圧器（トランス）などに幅広く利用されてきました。

しかし、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を機に P C B の毒性が大きな社会問題となり、昭和 47 年までに使用が原則として禁止されました。

その後、平成 12 年になって、P C B を使用していないはずの変圧器（トランス）やコンデンサー等電気機器の中に低濃度の P C B（濃度 0.5～100mg/kg 程度の P C B）に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。

低濃度 P C B に汚染されているか否かについては、絶縁油中の P C B を分析により判定しなければなりません。

分析の結果、0.5mg/kg を超えて 5000mg/kg までの P C B が検出された場合は、低濃度 P C B 汚染廃電気機器に該当し、当該電気機器を廃棄物処理する際には国の認定した無害化処理施設等で令和 9 年 3 月 31 日までに処理する必要があります。

低濃度 PCB 廃棄物の処理は、通常の産業廃棄物の処理費用に比べ高額となることから、環境省は、中小企業者等の負担を軽減し、処理を促進するため、低濃度 P C B 廃棄物処理費用の助成制度を実施し P C B による環境汚染リスクの軽減を図ることとしました。

なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」が実施いたします。

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）が実施する助成金交付事業については、環境省の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。財団としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱第4条第1項第1号事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づいて実施されています。
2. 助成金の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 財団は、申請者その他の関係者が、偽りその他不正な手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて現地調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該実施要領第12条第3項に基づき、その名称及び不正の内容を公表することができます。
4. 上記3に基づき、助成金の交付を取消した場合においては、当該実施要領第13条第1項から第6項に基づき、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じます。（延滞金を含む。）

目次

1 助成事業の概要	1
2 助成対象者	2
(1)中小企業等	
(2)個人	
3 対象となる廃棄物	4
(1)分析	
(2)収集・運搬、処分	
4 対象となる経費、限度額	5
(1)試料採取及び分析に要する経費	
(2)収集・運搬に要する経費	
(3)漏えい防止処置に要する経費	
(4)処分に要する経費	
5 添付(提出)書類の一覧	7
(1)低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付申請時に添付する書類	
(2)分析の実績報告書提出時に添付する書類	
(3)処理の実績報告書提出時に添付する書類	
6 交付手続き	10
(1)手続きフロー図	
(2)交付申請	
7 メール受信許可設定のお願い	12

1 助成事業の概要

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理するため、中小企業者などの保管事業者の方々が保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の分析、収集・運搬、処分に要する費用の一部を助成します。

なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付決定通知書(第2号様式)発行日より以前に分析(分析のための試料採取も含む)、収集・運搬、処分を実施した場合は助成対象外となります。

【助成金額】 中小企業等：助成対象経費の **2分の1**

*その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。

2 助成対象者

国内に助成対象物を所有する者であって、次に該当する方が助成金交付の対象となります。

(1) 中小企業者等

清算中または特別法人清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。

・ **会社**(株式・有限・合資・合名・合同)

- ①表 1 において主たる業種毎に定められる A または B の基準を満たす会社（ただし、1 又は 2 者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式または出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の 1 / 2 以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として取り扱い、対象外になります）
- ②みなし大企業者による貴社の発行済株式の 100% 保有又は全額出資による完全支配関係[※]がないこと
- ③貴社と大企業者との相互間の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式または全額出資による完全支配関係がないこと
※完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。）の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。

・ **個人事業主**

- ①表 1 において業種ごとに定められる従業員数(B)の要件を満たす個人事業主

・ **中小企業団体等**

- ①表 2 に定められる中小企業団体等

・ **法人**(会社、中小企業団体等を除く)

- ①次のいずれかに該当する法人
 - ・常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人
 - ・常時使用する従業員の数が、表 1 において、主たる業種毎に定められる B の基準を満たす法人[※]
※例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員数が基準の数 100 以下の法人が対象になります。

(2) 個人

- ①次のいずれかに該当する者
 - ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を継承して保管している個人
 - ・何らかの理由で軽減対象廃棄物を保管することになった個人
 - ・破産者（破産管財人）

表 1

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
①製造業	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
⑥ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑦旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
⑧その他	3 億円以下	300 人以下

※業種は直近の決算書で最も売上の大きい部門により判断します。

(例：前期決算において製造部門の売上がサービス部門の売上が大きい場合はサービス部門として判定します)

※常時使用する従業員の数 は事業者としての全体の数字です。事業場（支社、工場等）のものではありません。

(例：処理対象物を保管する工場の常時使用従業員数が基準以下であっても、本社及び他の工場等従業員数の合計が基準の数を上回っていれば対象外となります)

表 2

中小企業団体の基準	
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合及び商工組合連合会）	特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の 2 / 3 以上が表 1 のいずれかに該当するものであること (農業協同組合、漁業協同組合等)

3 対象となる廃棄物

(1) 分析

- ・国内で所有している微量の PCB に汚染されているおそれのある電子機器^{※1}

※1 ただし、高濃度 PCB を含むことが確実なもの並びに安定器を除きます。

(2) 収集・運搬、処分

- ・微量 PCB の含有が確認された絶縁油
- ・微量 PCB 絶縁油が封入されたトランス、コンデンサー等の電気機器^{※2}
- ・ドラム缶またはペール缶に封入された微量 PCB 汚染物^{※3}

※2 ただし、高濃度 PCB を含むことが確実なもの並びに安定器を除く。ポリ塩化ビフェニル濃度が 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下のポリ塩化ビフェニルに汚染され廃棄物となった、設備の電源系に使用された機器を示します。

※3 ウェス、塗膜くず、小型電気機器等を示します。

4 対象となる経費、限度額及び標準処分単価 助成金には限度額が設定されています。

(1) 試料採取及び分析に要する経費

- ・電気機器から絶縁油を採取する経費及び絶縁油の PCB 濃度を分析^{※1}する経費

※1 分析方法は、告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限り、例として「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（環境省）」又は「平成 4 年厚生省告示第 192 号別 表第 2」に記載された方法により分析されたものがあります

<注意>

- ※拭き取り検査による分析経費は助成対象外です。
- ※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

	限度額
分析(試料採取費を含む)1 検体	10,000(円/検体)

- ・分析費用（試料採取費含む）が 2 以上ある場合は、それぞれ助成限度額を適用します。

(2) 収集・運搬(積込み・積下しを含む)に要する経費

- ・収集運搬事業者が実施した保管場所から処理施設までの収集運搬に係る費用の一部
- ・収集運搬に伴う積込みや積下し等及び運搬に必要な低濃度 PCB 廃棄物の修繕や補修の措置の費用

<注意>

- ※ドラム缶・パール缶の購入代金と助成金申請のための手続き代行費用については対象外となります。
- ※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

低濃度 PCB 廃棄物の種類	限度額
低濃度 PCB 汚染廃電気機器 ^{※2}	192,500(円/台)
小型機器・その他（ドラム缶）	75,000(円/缶)
小型機器・その他（パール缶）	73,500(円/缶)

- ・低濃度 PCB 廃棄物が 2 以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額となります。

※2 ポリ塩化ビフェニル濃度が 0.5mg/kg を超え、5,000mg/kg 以下のポリ塩化ビフェニルに汚染され廃棄物となった、設備の電源系に使用された機器を示します。

(3) 漏えい防止処置に要する経費

漏えい防止措置	限度額
	50,000(円/台・式)

・漏えい防止措置が必要な低濃度 PCB 廃棄物が 2 以上ある場合は、それぞれ助成限度額を適用とします。

(4) 処分に要する経費

・下記標準処分単価からの算出額と申請者が申請してきた額のいずれか低い方を助成対象経費とします。

<注意>

※消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

低濃度 PCB 廃棄物の種類	標準処分単価
低濃度 PCB 汚染廃電気機器 ^{※1}	1,000(円/kg)
低濃度 PCB 含有廃油	200(円/kg)
その他汚染物 ^{※2}	900(円/kg)

※1 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断機、リアクトル等を示します。

※2 ドラム缶またはペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等を示します。

5 添付(提出)書類の一覧 (各1部ご提出ください。)

(1) 低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付申請時に添付する書類

低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付申請書 (第1号様式)

別表1 (第3条、第3条の2、第3条の3及び第6条第2項関係)

	書類名(様式)	提出形態	注意事項等
1	助成金交付申請書 (第1号様式)	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページからダウンロード https://www.sanpainet.or.jp/joseikin
2	見積書(PDF)	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費ごとの税抜き金額が記載されていること。 ・見積書の内容と交付申請書(第1号様式)の内容が一致していること。 ・見積書の発行日が記載されていること。 ・見積内容は、一式と記載せず、個別の機器ごとに額を計上すること ・当財団指定形式の見積書も提出頂きます
3	本人確認書類(PDF) ◆代理申請の場合は、申請者の委任状(形式は問いません。)が必要です。	写し	<p>① 会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・法人登記簿謄本(発行後3箇月以内) ・法人税確定申告書(直近のもの) <p>② 個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書(直近のもの) <p>③ 中小企業団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・法人登記簿謄本(発行後3箇月以内) ・定款及び組合員名簿(特別な法律により設立された組合又はその連合会の場合のみ)(直近のもの) ※1 <p>④ 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・法人登記簿謄本(発行後3箇月以内) ・法人税確定申告書の写し(直近のもの) ・従業員数を証する書類(給与台帳・確定申告書添付書類・従業員名簿等)、定款及び事業報告書(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合のみ)(直近のもの) <p>⑤ 個人</p> <p>【廃業した個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(前保管者が会社・中小企業団体等・法人)閉鎖謄本 ・(前保管者が個人事業主)廃業届又は廃業証明 <p>【破産者の破産管財人を個人として適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管財人証明書 <p>【何らかの事情で保管することとなった個人】</p> <p>★次のうちいずれか一つ提出してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(転居等により現住所が裏面に記載があるものは両面が必要) ・運転経歴証明書

		<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） ※被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。 ・マイナンバーカード（表面） ※マイナンバー（個人番号）の記載がある裏面は提出しないでください。 ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑証明書（発行後3箇月以内） ・住民税課税証明書（直近のもの） ・所得税確定申告書（直近のもの） ・地方公共団体への特措法届出の写し、 ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。 【マンション等管理組合】以下を併せて提出してください。 ※マンション等管理組合法人を除く。 ・管理組合同約 ・総会議事録（代表者が選任されたことが分かるもの）
4	常時使用する従業員の数を証明する書類 (PDF)	<p>写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号の書類では助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ。 労働保険概算・確定保険料申告書、法人税確定申告書添付書類 など P3の表に定めた従業員数が確認できること 公的機関の受領印があること（なければ記載された金額を支払った領収書等を併せて提出してください）

その他注意事項

- 1 特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について構成員を確認する必要がある時は提出を求める場合もあります
- 2 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書が必要(サービス業、小売業、卸売業を除く) それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類の提出を求める場合もあります
- 3 法人の所在地を管轄する法務局(登記所)で取得できるが、廃業から20年を経過している場合には入手不可能となる場合があり、その際には別途書類(廃業したことが分かる資料等)が必要となります
- 4 清算中、特別清算中又は破産手続中の法人に該当する場合は(1)会社、(3)中小企業団体、(4)法人に準拠する添付書類及び申込書の提出を求めます

(2) 分析の実績報告書提出時に添付する書類

(分析用)低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付実績報告書(第3号の1様式)

下記の表に添付(提出)書類の一覧を示す。

No.	分析の実績報告書提出時に添付(提出)する書類の種類と名称等
1	試験成績書 (*計量証明事業者が発行したものに限り)
2	分析費用の支払いを証明する書類(領収書、契約書等)の写し (*計量証明事業者が発行したものに限り)
3	振込先口座が確認可能な金融機関が発行した書類 (*金融機関名、支店名、銀行・支店コード、預金種類、口座名義、口座番号が確認できるもの) (*振込先口座の名義人は第1号様式申請書の申請者名と同一とすること)

(3) 処理の実績報告書提出時に添付する書類

(漏えい防止処置及び収集・運搬、処分用)低濃度ポリ塩化ビフェニル助成金交付実績報告書(第3号の2様式及び第3号の3様式)

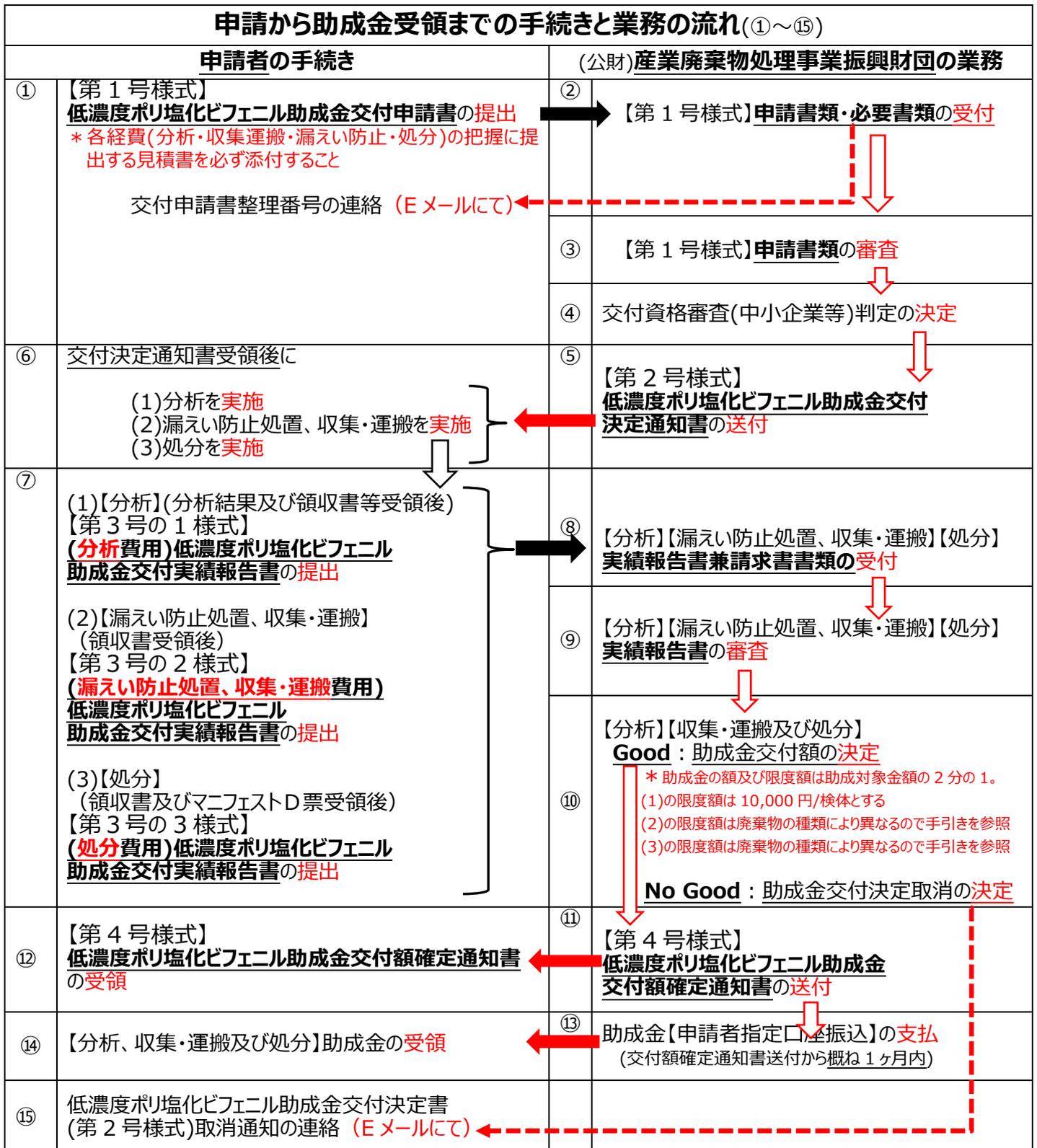
以下添付(提出)書類の一覧表

No.	漏えい防止処置費、収集・運搬費、処分費の実績報告書提出時に添付(提出)する書類の種類と名称等
1	収集・運搬費用の支払いを証明する書類(領収書、契約書等)の写し (*収集・運搬事業者が発行したものに限り)
2	漏えい防止費用の支払いを証明する書類(領収書、契約書等)の写し (*漏えい防止実施事業者が発行したものに限り)
3	処分費用の支払いを証明する書類(領収書、契約書等)の写し (*無害化処理事業者が発行したものに限り)
4	収集・運搬、漏えい防止、処分の実施が同一事業者の場合は、各々の費用の内訳が分る支払いを証明する書類の写し (*費用内訳が分る一枚書類又は上記 No1, No2, No.3 の各々書類)
5	当該処分対象物の産業廃棄物管理票(マニフェスト)D票の写し
6	(申請前にすでに分析を行って収集・運搬、漏えい防止、処分の実施のみ申請した場合) 試験成績書 (*計量証明事業者が発行したものに限り)
7	振込先口座が確認できる金融機関が発行した書類 (*金融機関名、支店名、銀行・支店コード、預金種類、口座名義、口座番号が確認できるもの) (*振込先口座の名義人は第1号様式申請書の申請者名と同一とすること)

- ・提出書類は本業務以外には使用することはありません。
- ・提出書類の返却は出来ないことをご了承願います。
- ・交付にあたり必要がある場合に上記で表示した書類以外に追加の書類をご提出いただく場合もあります。

6 交付手続き

(1) 手続きフロー図



(2) 交付申請

① 申請書受付期間（令和 7 年度分）

- ・令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日 財団必着（原則）
* 予算枠の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

② 助成金交付申請書等の提出

- ・申請者は助成対象事業を実施する前に、所定の低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付申請書**(第 1 号様式)と**必要書類**を財団に**提出**してください。
- ・助成金交付申請書は必要事項記載の上、その他必要書類と共に、HP から電子申請(アップロード)で提出して下さい。
- * 提出書類は返却しませんので、必ず控えの保存を行った上で提出してください。

③ 助成金交付決定の通知

- ・申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認めるときは、低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付決定通知書**(第 2 号様式)を**送付**します。
なお、低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付決定通知書**の**発行日より前**に分析(分析のための試料採取を含む)、漏えい防止処置、収集・運搬、処分を**実施した場合は**、助成金の**交付はできません**ので、ご注意ください。

④ 実績報告書等の提出

- ・分析終了後又はマニフェスト伝票 D 票到着後から速やかに低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付金実績報告書**(分析実績は第 3 号の 1 様式、漏えい防止、収集・運搬実績は第 3 号の 2 様式、処分実績は第 3 号の 3 様式)と**必要書類**を財団に**提出**してください。
- * 分析、収集・運搬、処分は、交付申請書 1 件につき**実績報告 1 回限り**となりますので、ご注意ください。

⑤ 助成金交付額確定の通知

- ・実績報告書等の内容を審査し、交付要件に合致していると認められた場合は、低濃度ポリ塩化ビフェニル**助成金交付額確定通知書**(第 4 号様式)を**送付**します。

⑥ 助成金の支払

- ・**助成金交付額確定通知書**送付後、**概ね 1 ヶ月以内**に実績報告書に記載された**指定口座**に助成金の**振込**を行います。

メール受信許可設定のお願い

助成金申請書を当財団の HP へアップしていただいた場合、自動返信メール（交付申請書整理番号の通知）をさせていただきます。

「joseikinhenshin@sanpainet.or.jp」よりメールの返信をさせていただきますが、セキュリティ設定や、迷惑メール対策等で、メールが正しく届かないことがございます。

メールの不達につきましては送信元に届かない設定となっているため、申請者様よりお問い合わせを受けない限りお届けできなかったことを知る事ができない状況となっております。

申請者様には誠にお手数をおかけしますが、下記ドメインのメールを受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をして頂く様お願い致します。

joseikinhenshin@sanpainet.or.jp